造石山寺所関係文書からみた安都雄足の官司運営

めに

一、造石山寺听の運営

市

III

理

恵

石山寺の造営事業は、天平宝字五年(七六一)十月の保良京遷都にと 石山寺の造営事業は、天平宝字五年(七六一)十月の保良京遷都にと 石山寺の造営事業は、天平宝字五年(七六一)十月の保良京遷都にと 石山寺の造営事業は、天平宝字五年(七六一)十月の保良京遷都にと が行われていることは周知の通りである。

場合は、 の造石山 どがそうしていたように、 体的な活動をみることができる貴重な史料である。 寺造営事業における権限について検討する の官司である造東大寺司の主典であり、 さて造石山寺所関係文書は、 造石山寺所・石山寺写経所など―を兼任していた。本籍(4)(3)(3)(4)の一部局である所の別当― 寺所別当、 造東大寺司主典としての役割をあきらかにし、 正八位上の下級官人である安都雄足の具 かつ他の判官 安都雄足は、 主典・ 本稿では彼 -雄足 省レベ 史生な 石山

は巻ノ頁であらわす〉)、雄足が別当として私財を提供していたことが知

しかし別当という立場にはない者、

たとえば長上の船木宿奈万

んでおり

(『大日本古文書』

十五ノ四〇三など

√ 以下、

「大日本古文書

政が逼迫していた。

造石山寺所食物用帳には安都雄足への返米記事が並(エロ)

造石山寺所では早くから財

であったが、吉田孝氏が指摘したように、

1 造石山寺所別当としての権限

は造石山寺所のみならず、 山作所や庄では、雄足が造石山寺所の領を山作所や庄の領として派遣 そして物資の保管に造東大寺司の庄である勢多庄を利用した。これらの 木材の伐採・作材に造東大寺司の所である甲賀山作所と田上 者を編成し、 なった雄足は鷺森浩幸氏があきらかにしたように、まず造東大寺司 部局として造石山寺所を新置し、 かから造石山寺所の案主・領を任用した。そして彼らがその下の被雇傭 造石山寺所の財源は、造東大寺司から必要に応じて下充されるべきも 古代国家は石山寺造営事業を専門に行う官司として、 下達文書である「符」を下して命じていた。すなわち雄足の人事権 造石山寺所の人員配置が完了した。さらに造石山寺所は 山作所や庄にも及んでいた。 その別当に安都雄足を任じた。 造東大寺司 山作所を

(1) 造石山寺所関係文書からみた安都雄足の官司運営(市川)

表1 石山寺写経所からの貸与						
日付	米・銭	出典				
4.9	黒米5斗	食物用帳				
		"				
4.24	白米2斗6升4合	"				
6.21	米1斛	"				
6.24	白米5斗	"				
6.29	白米5斗	"				
7.20	銭240文	銭用帳				
7.21	銭1貫	"				
7.27	銭 3 貫 373文	"				
8.8	銭5貫722文	"				
8.9	銭 3 貫656文	"				
8.10	銭408文	"				
9.19	銭 4 貫260文	"				

造石山寺所の案主に下道主を、 れていた。 主として署名しており たため、 (i) (ii) に - (ii) に - (iii) に これでれて山寺写経所や造石山寺所の発行文書や帳簿にも案 彼は造石山寺所と石山寺写経所の別当を兼ねた。 その別当には、 造石山寺所と石山寺写経所は、 東大寺写経所別当の雄足がそのまま任用され 石山寺写経所の案主に上馬養を採用 実質的には同じ さらに雄足は

別当・案主によって運営

ŋ

を移したものであり、石山寺にたのは石山寺写経所であった。

石山寺に奉納するための大般若経六百巻が書写さ

石山寺写経所は、

東大寺写経所がその

そしてもっとも多く支援して

造石山寺所では石山寺写経所

や石山寺からも財政支援を受けていた。

いかし官人の私財提供だけでは足りず、

行為であった。

ために自身の私財を提供することは、

極的に

に投入していたことがわかる。

このように官司を潤滑に運営する 雄足やその部下にとっては当然

連

ない)

は、

私財を

ある 内

程度の立場にある官人(それは意外に広範囲かもしれ

造石山寺所に私銭を提供しているのであり(十五ノ四四九など)、

呂は甲賀山

[作所に私米を提供しており

(五ノ八六)、

司工の穂

積

Ш̈

Ł

五, を売った銭 あるように 銭用帳に「二百四 されていた。 孝氏が論じたごとく米価 く貸与していたの 経料白米売価内借 季節 参照)、 石山寺写経 間価格差を利用 であり これ <u>£</u>. 造石山寺 ノ三六 は吉 所が多 いは白米 用 十文 (〔表 ع 田

> 造石山寺所への流用がしやすかったのである。 て得た利益 〈を完全に掌握し、その運用や貸与の権限をも有していたのである。 であ この 利益は、 雄 足の裁量で獲得したものなの すなわち雄足は、 所

るが、 音経百巻を書写しているが、これは月に二十八巻くらい八月五日から再開し十二月初めに終了している。この中八 業の完成が近づいた頃であり、 であった。すなわち四月二十日ごろから石山寺写経所の活動は抑制され たのに対し、それまでの大般若経と理趣経の書写は百巻くらい が六年二月十一日からはじまり、 雄足によって双方の作業ペースが調整されていたのである。 携 さらに造石山寺所の造営事業と石山寺写経所の写経事業には、 また八月五日から書写活動が本格的に再開されるが、 がみられる。 これはちょうど造石山寺所の米不足が深刻化していた時期であ 写経事業は、 かつ米価が安くなる時期にあたる。 大般若経一 途中、四月二十日前後で一旦 部六百巻と理趣経一 この中断期間には観世 のペースであ これは造営事 一中断され のペ の書写

塔所の である。 石山寺所領である勝屋主が派遣されていたが、 所 (理する権限を持っていたのである。 みならず東塔所の材木の運漕と売買をも業務として割り当てていたの 銭用帳九月十九日条では、 また雄足は東塔所の別当も兼任していたことが知られるが、 材木の回漕が記されている (十五ノ四四五)。 このように雄足は、 自身が別当を兼任する所の業務を一 造石山寺所の残材とともに雄足の私材と東 雄足はここに造 高嶋山作 :所には 石山 造 括 石 寺所 Ш

営の とは 兼ねてい 一山寺菩薩所の、 造)円滑化 !東大寺司では雄足の他にも、 所の別当に専門的に担当させ、 たことが 合理化がもたらされたとするが 主典の 知られる。 弥努奥麻呂が木工所と造香山 Щ 判官の葛井根道が木工所と造瓦 有美氏は別当制の導入により、(17) 定の決裁権限を付与することで運 その別当を兼任すること 薬師寺所の 分別当を 所 所と造 のこ

は、 間 での 弾力的な官 財 源の融通や業務 司運営を可能にしていたのである の統括が可 '能になることを意味した。

2 安都雄足の任用とその背景

n と捉えられ、 人としての能力が何よりも重視された。 別当として、 たのは、 麻呂の諸政策と密接な関係を持つ安都雄足が造石山寺所別当に任用 山寺造営事業は、 その業務を確実に遂行するよう要求されていた。 ごく当然のことであるように思える。 石山寺は保良宮の付属寺院と解釈されている。(9) その人事と財政に関するすべての権限が与えられるか 藤原仲麻呂首唱による保良宮遷都に付随するも しかし雄足は造石山 すなわち彼の官 したがって $\widetilde{\mathcal{O}}^{\widehat{18}}$ わ 寺

た。

私田を経営していた。 に近い田上の田を買い、 指摘したように雄足は、 当にある程度の私富が蓄積されていなければならなかった。 に雄足の私財が投入されたように、 緒に石山寺写経所で購入され(五―二六九)、 その 調した。 「官人の私経済」が注目され、特に小口雅史氏は官人の私富の蓄積を、が造東大寺司の財政運用のなかに生きていた」と表現し、その後はこ 間価格差を利用して売買しており、 ように官司の ているように 注文が雄足の岡田米についての注文と一緒に、 利益をあげていたことはあきらかである。 能力の一つが しかし 対政運用において、 (十六―二四)、他の官人も同様の行為をしてい 「官人の私経済」 「経済力」である。 そして雄足だけでなく、 岡田や越前国足羽郡の田を経営するなど諸国(四)でおり、また造石山寺所の立て替えで石・ 東塔所の財政運用において、 官司運営を潤滑に行うためには、 が認められていたの 同時に官人自身の財政運用 造石山· 吉田孝氏は 上馬養の米が雄足の米と 寺所の財 葛井根道の米について 下道主から奈良へ送ら 自身の私材をも地 は 政が逼迫した折 「官人の私経 吉田孝氏 彼らが官 が行 別 が

> 運営の からではないだろうか ために私財を提供する存在であったことが、 広く認知されて

その 雄足自身が、 材を領・工に起用することが最重要課題だったのであり、 さらに彼らによってその下部が編成されていた。 などに及んでおり、 また「経済力」とともに 越 雄足の人事権は、 雄足は天平二十年 意味で彼の造 前国史生に任用された五年間を除き、造東大寺司で過ごして 造東大寺司内で幅広い人脈を持っていなければならなか 石 ここでは雄足の任用した領・ 山 造石山寺所のみならず甲賀・ 寺所別当任 (七四八) 「人脈 九月から造東大寺司の舎人として活躍 用はまさに適任だったのである。 ŧ, 官人の能力として不可 すなわちまず有能 工によって運営され 田上山作所や勢多庄 そのためには 欠であ

造東大寺司主典としての役割

所 の 新置と停廃

1

案主・領などが任用され、 新置と停廃とを遂行した。 安都雄足は造東大寺司主典として造石山寺所を運営し、 また雄足の請求により 造石山寺所の新置においては、 造東大寺司 雄足によって さらにはその から財 源が

停廃については、宝字七年五日下充されたことが知られている。 は なってようやく最終処分が決定したのは、 貯蔵用具 る。 「文と工具・調理用具・ 漕の未払い 石山 によって、 石山寺造営事業は六年八月に完成しているが、 寺の ・食膳用具・)三綱のもとで保管されていた。 (24) .分の処理があったためであり、 六年九月十七日に材木など、 宝字七年五月六日付造石山院所解 櫃類と藁と檜皮が石山院に収置されたことが知ら 舗設が造東大寺司に返却され 後述する造 その 翌七年五月六日 が間、 造 石山寺所 七年五 五 他の 石山 ノ 四 調理 寺所 に銭 三八 0 月六日に 五丈殿 用 0 应

四 几

運

写経所 る 玉 れ 寺写経所に寄せられていることが知られる。 . る。 黒米二十石を借用しており、 :海藻七斤/ か。 が行っているのであり、 充 守家万呂」」とあり、 **十**五 方 「白米△斗/右、 びが返済してい このうち八月十三日条には 造 一方石山寺写経所食物用 寺 米や そして石山寺写経所食物 石山 如 四 七二)。 寺 塩 附 以 所食物用帳の 海藻などの |国守家万呂 すなわち 自 充__上 後でその分を造石山 (十六ノー は改行をあらわす) 経所 副 寺 , 末尾には 右 食 造 山 帳 但 物は、 用帳によれば、 八月十 充遣、 石山寺所食物用帳には 寺 |彼代、 「下米伍 附 七八)、 八月十三日 0) どの 仍勾」 米 应 自 斗 また造石 日 残 Ŧī. ように 造寺所 斗 条には 0 右、 という返 有 の返 た海藻 0) その後はすべて 所が支払うことに 付 追 処 造寺 石 済 筆が見ら 山 理 「又下米伍 可 充 は され 寺 7料用残、 **巡済記** 滑海 海藻十 報来 いたるところ 所は 上上寺 石 たの 事 山 石 であ 寺写 が が 石 Ш 便 とあ 五 みら 畄 な 寺 右 附 寄 経 右 山

ŋ

が、 米

郡

て で あ る 。 う<u>27</u>て ら借りた黒米二十斛の返済の量と日 Ш 石山寺所 [報了] 寺写 石山 月三十 か を記録するも 吉田 載が 経 寺所黒米報進文案 とあ⁽²⁸⁾ とあ⁽²⁸⁾ とあ(28) 食 所 匹 かに八・ 数用帳、 食 月 孝氏は造 あ な 物用 から七月までは一 b 帳 ので、 先に造 九月は造石 右上寺充、 0) + 石 ·月十八日 Ш Ш 他は **|** 寺写経 寺所 石山 〔表 2〕 + 鴽 莊 寺 山寺所食物用帳の 致する。 所 ノ 二 附 条の白米 致しており、 米報進文案の 所 は、 食 付 が 小鎮神勇師 物用帳 四 石 この 回 八 Щ そして石 月十二 等に 造 斛と十 0 は 内 記載内容を比較 石 借 さらに十月 日 訳 Ш 造 崩 記 寺 から十 Ш 一月三十 石 して 但 載内容とく 所黒米報 間 Ш .先日借用 違 寺 所 た 月 ·日条 所食 が が 進 したもの 石 世 文案と 0 11 Ш 月 ち 九 寺 は \mathbb{H} か

> 月三十 寺 所 が借用した米の返済を引き継い わ H かる。このように石山寺写経所は八月十三日 0) 山 一寺写経 所による白米六斛六斗 でいるの であ 0) 返済をも

石

郡宝字 して石山 十五 宝字 統合され、 際には造 その そして愛智郡 糯米・ に米 日 应 应 石山寺所が造東大寺司 年租米 後半部分に、なぜか 寺写経所が使っているように、 であり、 年租米百二十五石五 小豆・ 石山 八銭請用 その収入も負債も引き継がれてい 等所 Â. 愛智郡 大豆などを売って得た銭貨 宝 注文 字四 ブー の停廃後は、 <u>£</u>. 年租 四 司 解 ノ二八五~二 米の 立斗が、 から徴収権を得た東大寺封戸 0 「自愛智郡宝字四年租米四十石 きる の用途や残米が記され 石山寺写経所に納 用六石五 最終的に収納されたの の提出先は造石山寺所であるが 造石山 八 七 븬 0 る 支 寺 は 0 所 のうち四 出 であっ を記 入されてい 石 7 Ш したもの , の 寺写 石 Ú る。 五斗 を常 近江 たのであ 経 食 玉 で 所 が

る30実

寺司 もに、 準 造東大寺司に納入されたことがわかる 月)終わった大般若経六百巻と理趣分 備 さてその石山寺写経所も書写が終了し、 に返却された。 が 日 石山寺写経所に納入されて はじまる。 造寺司牒案 十二月 そしてその後の 五日 付 0) 愛智郡 石山院解 た愛智郡 巻と残 より 天平宝字六年十一 租 米の 租米の 閏 た海藻などの 五. 納 7白米十1 入は、 月 日 以 一斛も造 副 では、 食 停 物ととと

ここでは 余っ 雄 寺写経 足 た物は の指 紙以 5 所の 示で、 造 九 財 銭 石 米 務処理に関する文書 山 は、 米 寺 銭は 所 + 副 0) 帳簿の 月 残物として 食物をすべ <u>一</u> 上で 应 日 処理 は石 て用 以 1 五 降に書 したの 山寺写経所 尽として か であろう。 五二~二 n 0 残物を用尽と Ŧi. ħ なぜなら は

石

山

寺所へは愛智郡租米の

進上がまだ続いていたのであり、

また五丈

た。 おい は造東大寺司の所であり、 十斛七斗八升を支払うことが決まった(五ノ四 一字を解体・ 雄足は米については、 て流失したため、 運漕していたが、 その支払いをめぐって造石山寺所ともめて 前年の閏十二月一 石山寺造営事業にお 五丈殿の運漕中、 日から準備をはじめ、 11 [〇〇~四〇一)。 材 て三丈殿一字と五丈 木の 部が夜須湖

殿運漕における材木流失にかかわる未払い分が残っていたのである。

未払い分については、

・ジャンの(3)。 月)) 、1))、 夏重宝字七年三月に壊運所に銭五貫七四〇文、

壊運

表2 石山寺への米の返済

ļ	黒米報進文案		造寺所食物用帳			写経所食物用帳		
日付		升	日付		升	日付		升
4.12	黒米	100	4.12	**	100			
4.23	白米	100	4.23	白米	100			
5.15	黒米	50	5.15	黒米	50			
5.25	白米	50	5.25	白米	50			
6.2	白米	50	6.2	白米	50			
6.6	白米	21	6.6	白米	21			
6.8	白米	20	6.8	白米	20			
6.28	白米	20	6.28	白米	20			
7.3	白米	20	7.3	白米	20			
7.9	白米	20	7.9	白米	20			
7.7	黒米	20	7.7	黒米	20			
7.12	白米	20	7.12	白米	20			
7.14	白米	50	7.15	白米	50			
7.22	白米	30	7.22	白米	30			
7.29	白米	20	7.29	白米	20			
			8.2	白米	20			
			8.5	白米	20			
			8.8	白米	10			
			8.11	白米	20			
			8.12	黒米	20			
			8.13	白米	20	8.14	白米	20
			8.13	黒米	30	8.14	黒米	30
						8.18	白米	10
						8.18	黒米	20
			8.19	黒米	50			
8.22	黒米	50						
						8.23	白米	10
						8.23	黒米	10
8.24	白米	2					. 7 7 .	
						8.26	白米	;
. ₩		a				8.29	白米	20
9月		2石3斗				9.19~22	黒米	50 ?
10-	JE 110	-				9.24	白米	2
10.7	白米	2				10.7	白米	2
10.7	黒米	50				10.7	黒米	50
	JE 110	2-				10.18	白米	100
11.11	白米	60				11.11	白米	60
11.16	白米	50				11.16	白米	50
11.21	白米	20				11.21	白米	20
11.29	白米	20				11.29	白米	20
						11.30	白米	660

あり、 も岡 $\hat{\odot}$ に支払おうとしていたのである。 月五日に勢多庄領に買米料としてそれぞれ銭二貫を下給し、 てるように命じている 庄に対して (五ノ二六六~二七〇、 畄 畄 この時に購入しておいた米を造石山寺所の未払い分として壊運所 鋳物所に銭一 田鋳物師王公所に対して 「彼所 買置 貫六○○文を米五石の価料として下給している (十六ノ一一九)。 十五ノ四五二~四五三) 秋米内」 そして銭は帳簿のうえで、 **被買置米** の黒米六斛三斗八升を 石山寺写経所の米売価銭用 の黒米五斛を壊運所に充 では、 八月十六日 (十六ノー 八月 造石山 十 寺所 白に 0) 九

すなわち造石山寺所・ Ŧī. 残物を用尽とし、 して石山寺写経所が停廃される際には、 所では愛智郡租米が納入され、 がその別当を兼ねる石山寺写経所に統合された。その結果、 六八四文が造東大寺司に返却されたのである の残銭として処理した分から支払いを済ませた後、 もとに行われたのである。 丈殿運漕の未払い分を支払った後に造東大寺司に統合したのである。 以上のように造石山寺所が停廃されると、その財政は、 余った分は造石山寺所の残物として処理し、 石山寺写経 また石山寺への米の返済が行われ 所の停廃後の財政処理も、 帳簿のうえでは石山寺写経所 $\widehat{\Xi}$ ノ四三八~四四 宝字七年五月六日 まず安都雄 石山 雄足の主導 ここから 音写経 足

|東大寺司政所での

2

掌握し、 する場であった。 されていたように、 造東大寺司から分離・独立し、 していたのである。 れたのであり、 の別当たちは、 造東大寺司では、 所の新置と停廃をも主導した。 造東大寺司は、 みな安都雄足と同様に所の業務・人事・財政を完全に そして所の人材・ その部局として多くの所を抱えており、 造東大寺司は所の母体であり、 所そのものを別当に丸投げする形で包括 やがてその事業が終了するとまた統合さ 財源が造東大寺司から派遣・下充 すなわち所はその別当によって 人材や財源をプー だされ

ちは、造東大寺司政所において人材の配置や財源の配分につい や工として配属を希望する場合、 られた後、 一請し、 さらにそれぞれ造東大寺司の判官・主典・史生でもあった所の 鷺森浩幸氏があきらかにしたように、 |所ではその人物が所属している所の別当に打診し、 |式に配属が決定されていた。 その人物を希望する所 そして造物所の たとえば特定の人物を領 の別当が政所に 木工 許可が得 て協議し が 別当た 牒

> 力は極めて弱かった。 に人事決定の過程は、 ることもあり、 によって、 [寺所 河当と造物所別当との直接協議によって、(35) 造 石 その際の協議の場は基本的には政所であった。このよう 所 の別当が主体であり、 政所の中央集中的 工の派遣が決定され 五ノ一 五三、

Ш

司史生 それで問題なかったが、 が主体となって財源の確保に奔走している様子が窺われ じているが、 から焦げ付いていた愛智郡宝字四年租米の徴収権を得た造石山寺所 接協議に基づいて決定されていたと思われる。 いたのであるが、その具体的な配分は、 司は苦肉の策として、封戸からの収入やその徴収権を直接、 ノ一一三)、造物所に充てられていることがわかる。 財源の配分についても協議されていた。たとえば愛智郡宝字五年庸 必要な時に必要な量だけを下充する仕組みであった。財源が豊富な時は (五ノ一四三)、これを徴収しようとすると、すでにその一部は造東大寺 (十五ノ一五四)、このうち四十五斛三斗は造石山寺所の分で、 そして所の財源は本来、 近江国庁に合計六十斛三斗を収納したことを報告する文書が存在 「奈良寺司」 の麻柄全麻呂が運び去っていた この麻柄全麻呂も造香山薬師寺所の の分とある。 当時は造東大寺司の財政も逼迫していたため 所 の別当の請求にしたがって、 そしてこの十五斛はその返抄により (十五ノ一八一)。 政所における所の別当たちの そして三月に造東大寺司 別当でな すなわち造東大寺 行き違 造東大寺 所に充てて 残る十五

造東 わ 以 . の 大寺司政所は、 Ĺ れるのである 所を代表して、 のことから造東大寺司は所を別当に丸投げしていたこと、 がの 材 別当を兼任した判官・ 財源の 配置・ 配分を協議する場であったと 主典・ 史生たちがそれ

石山寺造営事業に お け

三つ工程に分かれていた。 よる三丈殿・五丈殿の解体 の造営事業は大きく甲賀 本節では石山寺造営事業における安都雄足の権限を考察したい。 まず甲賀・ 田上山 運漕、 そしてこれらの 作所での 田上山作所における雄足の影響力 作材とその運漕、 現場での組み立ての 壊 後運所に 石 Ш

Ш

さずに直接、 と記されているので 食物用帳との一致が少ない。 が存在するが、 とが多く、ここから田上山作所が造石山寺所から物資を下充され 納した日付と量とを比較したものである。 源は造石山寺所から下充されていた。 て派遣し、 れは十二月 ことがわかる。 えば釜は、 月、 |月十四日条から書きはじめられていることが原因である。 先述したように、 三月、 石山 合 停廃時において、 彼らに 秋季告朔に ・正月告朔解で甲賀山作所が購入したもの 造東大寺司に物資を返却したように解される。 折櫃一 四月告朔解と造石山寺所の銭用帳・ 所に返却されたことがわかる これらは 一方、 符 雄足は造石山 合・麻笥一 (五ノ八七)、 甲賀山作所も十二月・正月と三月・四月の告朔解 「鉄釜壹口 を下していた。 〔表4〕にみるように、 十二月・正月告朔解では、 しかしこれは主に造石山寺所食物用 П 寺所の領を甲賀 買」とあるが 小笥二合・釜一 見、 〔表 3〕 そして甲賀 甲賀山作 両者の記載内容は は、 造石山寺所の銭用帳 食物用帳との物資を収 所が造石山寺所を介 田 Ц 田 購入された「橧 しか存在しない 田 上 上山 E 山 が 一両山作 作所の 作所の正 さらに甲賀 しかしたと 「即返上司 四四 致するこ れていた 上所の財 領とし 帳 が、 月 0)

> 殿 楽

自レ 司 た甲賀 請 とあるが 山作所三月 $\widehat{\underline{\pi}}$. 四 ノ九 月告朔解においては、 五、 塩は造石山寺所食物用帳三 塩七升と醤 月十三日 滓 斗 が

> 甲賀山作所と造東大寺司との間には直接的なやりとりはなく、 残銭は返上されていたのである。 た銭を山 ているように(五ノ三五八)、 功料四貫を充て、 であり、 ノ三八二)、これは実際には造石山寺所からの支給である。このように [寺所が関与していた。そして銭においては、 「日別十五文已下」を充てることを指示したうえで(十五ノ一七三)、 五升 醬滓も造石山寺所食物用帳二 作所に送り、 (十五ノ三八一) と四月十日条の二 甲賀山作所ではこれを配分して残銭五三九文を返上し 山 作所にお 造石山寺所は八貫、 7 二月十五日条と一致するので 功料などの細かい 升 例えば造石山 (十五ノ三九三) 几 貫というまとまっ 配 分が行 寺所 常に造 は人功

てい 食米三斛三斗八升が大徳 る。 38の =コ 要すとする。このうち本所から川津までの百八十六人については、 津まで百八十六人、 不殿壊運 《銭二貫五三五文に、 これに対して壊運所は、 記載がないが、これは三丈殿を施入した法備が負担したものと思われ そして追筆に 壊運漕の見積りである。 、奉宜史生師」とあるように、 所解 <u>£</u>. ガノ七四) 「依二大徳宣 川津から石山津まで百六十九人の計三百五十五 粉酒直の六七六文を足した三貫二一一文と、 (=良弁) その財源の調達がまったく異なって は、 すなわち三丈殿の壊運漕には、 壊運所から造石山寺所へ提出され 充 川津から石山津までの百六十九人の 宣によって調達されたことが記され |銭三貫二百十一文/米三斛 本所 から

告朔 大徳宣に依るものであることが明記されているが、 さらに秋季告朔には興味深い記載がある。 米の部分におい ű 斛三斗八升に Ι 雑物、 「右米、 Ī 三丈殿 作 物、 依 |大僧都宣 | 」 字の壊運に関わった雇夫百六十九 散役から構成されるが、 岡藤良敬氏によると、 _ と あ³⁹ さらに五丈殿 (十六ノ二四九)、 Ι

表3 田上山作所告朔解と関連帳簿の比較

	田	上山作所	造石山寺所		
	正月告朔解		食物用帳・銭用帳		
物資	日付	量	日付	量	
銭 (文)		5000	1.16	15000	
米(升)		900			
塩(合)		150	1.16	100	
"			1.24	50	
海藻		36斤・5連	1.16	5連	
滑海藻		51斤・3嶋	1.16	3嶋	
末醬 (升)		1	1.26	1	
			1.26	酢滓35升	
	二	月告朔解			
銭 (文)	2.2	3000			
"	2.18	3000			
"	2.28	2000			
"	3.2	2000			
米 (升)	2.2	300	2.3	黒米300	
"	2.11	300	2.11	黒米300	
"	2.18	300	2.18	黒米300	
"	2.23	150	2.23	黒米150	
"	2.28	300	2.28	黒米300	
塩(合)	2.2	100	2.3	100	
"	2.11	20	2.11	20	
"	2.28	50	2.28	50	
海藻 (斤)	2.2	30			
"	2.20	15	2.21	15	
滑海藻 (斤)	2.2	20			
"	2.20	15	2.21	15	
醤滓 (升)		30	2.8	30	
葅(升)	2.1	55			
	三	月告朔解			
銭 (文)	3.9	4000	3.9	4000	
"	3.20	2000	3.20	2000	
"	3.24	5000	3.24	5000	
米(升)	3.2	200	3.2	200	
"	3.6	50	3.6	黒米50	
"	3.7	250	3.7	黒米250	
"	3.7	50	3.7	黒米50	
"	3.14	100	3.14	黒米100	
"	3.9	300	3.9	黒米300	
"	3.15	309.2	3.15	黒米309.2	
"	3.19	50	3.19	黒米50	
"	3.20	208	3.20	黒米208	
"	3.23	203.8	3.23	202.8	
塩(合)	3.9	70	3.9	70	
"	3.12	100	3.12	100	
"	3.20	30	3.20	30	
"	3.23	100	3.23	100	
滑海藻 (斤. 両)	3.2	30	3.2	30	
"	3.12	4.8	3.12	4.8	
"	3.16	6.8	3.16	6.8	
"	3.23	8.8	3.23	若滑海藻8.8	
醤滓 (升)	3.2	3	3.2	3	
/	3.7	7	3.7	7	

,	3.12	10	3.12	10
,	3.12	10	3.12	10
,,	3.23	10	3.23	10
" 酢滓 (升)	3.23	5	3.23	5
(月)	3.7	20	3.7	20
7			3.7	20
		月告朔解		
銭(文)	3.30	3000	3.30	3000
"	4.15	2000	4.14	2000
"	5.2	5000	5.2	5000
"	5.10	300	※ 5.10	300
米(升)	3.26	100	3.26	黒米100
"	3.28	100	3.28	黒米100
"	4.1	200	4.1	黒米221
"	4.7	100	4.7	黒米100
"	4.10	100	4.10	黒米100
"	4.13	100	4.13	黒米100
"	4.19	50	4.19	黒米50
"	4.21	56.8	4.21	黒米56.4
"	4.23	100	4.23	黒米102
"	4.26	100	4.26	黒米100
"	5.2	300	5.2	黒米300
"	5.10	50	5.10	白米50
"	5.13	100	5.13	100
"	5.16	50	5.16	白米50
塩 (合)	4.1	30	4.1	30
"	4.7	20	4.7	20
"	4.10	20	4.1	20
"	4.19	20	4.19	20
"	5.16	10	5.16	10
"	5.23	30	4.23	30
"	5.28	20		
醤(升)	3.24	1	3.24	2
酢 (合)	3.24	3	3.24	3
醤滓 (升)	4.1	1	4.1	1
"	4.7	4	4.7	4
"	5.13	1	5.13	醤1
末醬 (升)	4.15	4	4.15	4
"	5.2	3	5.2	3
酢滓 (升)	4.22	3		
			4.19	若滑海藻2村
			4.19	海藻1把

※岡藤良敬氏は、その著書270頁(前掲注(2)著書)で、造石山寺 所銭用帳のFとGの断筒は接続していた可能性は高いとしているが、 両者が接続し、五月十日条の三百文が田上山作所に送られたとする と、四月告朔と一致する。 運に

携

わった

「領僧并夫及女一千九百八十五人」

0)

食料の総額

所

0)

財

すべてが用意され

た。

つまり

斗についても

右、

依,,大僧都宣

附

|即領僧寶慶并法宣師等

信楽

13

により

丈殿 食米、 銭が充てられたとしている。 丈殿の銭の支出を記した後の たことがわかる。 十五 であり、 大僧都 ノ一二七)。 と法備国師奉入板殿一 并雇役夫等 宣即附■国師充銭等如件 右 また 前者は、 條 如 件 Ί すなわち五丈殿と三丈殿は、 おそらく「右 とあって、 宇 続く 雑物の銭は、 「右■條銭■大僧都宣、 (三丈殿) [Ⅱ]作物の信楽宮辺買板屋二字 に訂正されていることがわ これも大徳宣によっ 一條銭依 には、 破損が激し それぞれ 大僧都宣 良弁の宣によって 充用如件 が、 「右依」 て調 五丈殿・ 充用如, 麗達され 0) __大僧 かる 記載

表4 甲賀山作所告朔解と関連帳簿の比較

24 下貝山[F7] 古物所C							
	甲賀山作所		造石山寺所				
	十二月・-	一月告朔解	食物用帳	・銭用帳			
物資	日付	量	日付	量			
銭 (文)	12.19	6000	12.24	8000			
"	1.1	9000	1.1	7000			
"			12.27	194			
米	12.18	65.8					
海藻 (連)	12.26	10					
"	1.1	20					
滑海藻 (嶋)	1.1	4					
末醬 (升)	1.1	25					
酢滓 (升)	1.1	35					
塩(合)		515					
葅 (升)	12.26	10					
	三月・四	月告朔解					
銭 (文)	2.5	272	4.25	70			
"	3.13	4000	3.13	4000			
"	3.23	4000	3.23	4000			
米 (升)	2.5	876.2					
"		125					
塩(合)		70	3.13	50			
"			4.10	20			
海藻 (斤. 両)	3.18	6.12					
醬滓 (升)		20	3.15	20			
酢糟 (升)		10					
			4.10	酢滓3升			

そして壊運所の領である慶寶・ 合計三字について「右、 さらに秋季告朔の 運漕が行われたことがわかる。 _ 買 体・運漕という一 ŋ 、購入・移築されたこと、 源 とあるように 遷竪如レ は、 Ó 深い 造石山 件 人物と思われることからも、 寺所から独立したかたちで調達されたのであ とあるように 連の業務は、 (六ノ三四八)、 二條殿三字、 作物の足庭作物等で「右依 正順 また三丈殿を施入した法備が、 (十六ノ二一〇)、 良弁の企画であったと考えられる。 散役で、 法宣が、 良弁の宣によって三丈殿 依,,大僧都宣,、 この三 五丈殿二字と三丈殿 近江夜須郡林寺の僧であ 一丈殿 五丈殿が良弁の 須 大僧都 三彼所レ仰 五丈殿 宣 Ŧi. <u>自</u> 丈 官

漕運

لح 殿

関 0

解 わ

> 資は、 これらは造石山寺所の 運人の功 三丈殿 師等 運人の功 て大徳宣によって調達されている。 の壊運漕にかかった功食は、 件」とあって 漕如レ件 出された。 以上のように良弁の宣によっ 宣 国 充 師 法備と良弁の宣とによっ の川津から石山津までの 五丈殿直と五丈殿・三丈殿 た食、 附 食が調達されたのであ 功食料、 「一字依;;大僧都宣 充 その結果、 近江林寺僧寶慶并法官 功食料 五丈殿の (十六ノニニ七、 自 __本所 壊運所 財源から 直とその 令レ漕 す 0 て、 即 7 物

良弁が直接任用した可能性が高

る。 指摘されているが、 大寺・造東大寺司・ すべての部署を統率できたのは良弁ただ一人だったのである。 造石山寺所と甲賀 機関として、 ことが指摘されている。 いること、さらに造石山寺所からの文書の安都雄足の肩書きには たと思われる。 たのである。言いかえれば石山寺造営事業における安都雄足の権限 ることが多いが、 がなく、 以上のことから壊運所の業務も人事も財源もすべて良弁が掌握して 「造東大寺司」とあり、 また造石山寺所との間の文書も 同じ造東大寺司の所である甲賀・田上山作所と並び称され 壊運所については、 壊運所は良弁の直轄であり、 、・田上山作所にまでしか及んでいなかったのであり、 石山寺造営事業そのものが良弁の事業だったのであ 石山寺を統率下に置く権力者であったことはすでに このように壊運所は石山寺の造営事業を担った 造石山寺所との関係が相対的に疎遠であった すでに造石山寺所が領を派遣した形 解・ 雄足は関与してい 牒」によってなされて 良弁が東 は

Ш

寺料として造石山寺所に貸したことが記されるので、 では、 貫も貸している。宝字六年正月十六日の造石山寺所解(十五ノ一三八) うに黒米二十石が造石山寺所に貸与されているが、これ以外にも銭五 薩料地子米を石山寺造営費用に充てるよう命じている研究が指摘しているが、財政に関しても、良弁はその空(4) 銭は即日下充されたが、 Ŧī. 大寺司ではなく ノ二五四 さらに良弁が石山寺造営事業に直接関与していたことも、 この時の二十貫と二十日の十貫、 漆を買うために造東大寺司に二十貫の借用を申請しており、 四四○)。 「上寺」 また良弁が統率する石山寺からは、 追筆に 財政に関しても、良弁はその宣で坂田庄の大菩 からやってきた。 「如負請来自上寺」とあるように、 二月八日の二十貫の計五十貫を浩 僧神勇充銭注文(五 「上寺」 (五ノ一四三、 多くの 先述したよ とは神勇 ノ六七 先

> 計らいによるものと考えられる。 が銭を送ったのである。 「たものの、 属する石山寺を指す。 造東大寺司にその余裕がなかったため これは造東大寺司と石山寺とを統率する良 つまり造石山寺所が造東大寺司に借銭を願 か、 かわりに石 - 山寺

出

行されていたのであり、 た業務・人事・財政の権限を、 このように良弁は、 安都雄足—造 すなわち石山寺造営事業は、 一石山寺所・山作所という重層的な統率関係に 雄足が造石山寺所・ 雄足はその実務を担っていたのである 東大寺・造東大寺司・石山寺にお 良弁 石山寺写 -東大寺・造東大寺司 経所などで有

後に本稿であきらかにした安都雄足の官 石山寺造営事業は良弁の事業であり、 営事業と写経事業とを成し遂げた。 着実に実務をこなし、 価されて造石山寺所別当に任用されたのであり、 ていた。安都雄足は、 その経済力と造東大寺司内での人脈とが評 財政が逼迫するなか、 すべての権限は彼が掌握し 司運営をまとめ 短期間に石山 彼は良弁の下で

- などであった。これらの所では業務・人事・財政に関するすべて 安都雄足が掌握していたのは、 石山寺写経所・東塔所などであり、 権限を完全に掌握していた。 その財源も造石山寺所から下充されていた田上・ 別当を兼任していた造 また造石山寺所から領を派 石山 甲賀山作所 |寺所
- に造石山 寺写経所の米売買の利益を積極的に融通した。 政難にあえぐ造石山寺所に対し、 特に自身の 寺所とともに東塔所の 判断により、 材木の運漕 季節間価格差を利用して得た石 安都雄足は私財を投入すると 売買を指 さらに高島山 示 ま

財

所

注

た。すなわち雄足は別当を兼任する所の間において財源を融 た写経事業を一定期間抑制するなどして、 業務の割り当てや作業ペースをも決定していた 出費を最小限に抑え

6

四 安都雄足は造東大寺司主典として、政所で人材の配置や財源の配 分を石山寺写経所が買い付けた米などで弁済した後、 石山寺所が停廃される際には、その財政を石山寺写経所と統合さ 分を協議するとともに、 流合させた。 また石山寺写経所が停廃される際には、 所の新置と停廃をも主導した。 造石山寺所の未払い 造東大寺司 そして造

り方は、他の官司、 り、その政所は所の別当の協議の場として機能していた。このようなあ わち造東大寺司は所の母体として、 与え、所そのものを別当に丸投げするかたちで所を包括していた。 `・造東内司などを設置していた造宮省などと共通項があるかもしれな方は、他の官司、特にその組織の一部を割いて造離宮司や造勅旨省 が、それは今後の課題としたい。 造東大寺司は別当に、所の業務・人事・財政に関するすべての権限を 人材や財源をプールしていたのであ すな

- (1) 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」 一九四三年 『日本建築史の研究』
- 岡藤良敬 以下、特に断らない限り、 『日本古代造営史料の復原研究』 岡藤氏の見解は当論文による。 法政大学出版局、 九八五
- 3 「造石山院所」「作石山寺所」などとも呼ばれるが、 「奉写石山院大般若経所」と呼ばれることが多い 所」に統一する。 が、 本稿では 本稿では 石山 「造石山

16

 $\widehat{5}$ 鷺森浩幸「天平宝字六年石山寺造営における人事システム―律令制官

写経所」に統一する。

- 鷺森氏の見解は当論文による 側面—」『日本史研究』三五四、
- 賀山作所十二月・正月告朔解(五ノ八六))。 は、ここにその物資が保管されていた(甲可山作所解 文書』十五ノ三一一、松原弘宣「勢多庄と材木運漕」『日本古代水上交通 近江国愛智郡宝字五年庸米が勢多庄に置かれていたように 吉川弘文館、一九八五年)、 現場の造石山寺所が機能する以前 (四ノ五二六)・甲 (『大日
- 成立と展開』吉川弘文館、一九八九年。 松原弘宣「『所』と『領』」 亀田隆之先生還曆記念会編『律令制社

7

8

- 造東大寺司から認められていなかった (前掲注 (5) ただし鷺森浩幸氏が指摘するように、開設当初は案主 論文)
- 9 三年。以下、吉田氏の見解は当論文による。 吉田孝「律令時代の交易」『律令国家と古代の社会』岩波書店、 九八
- (10)『大日本古文書』五ノ五~二二、十五ノ三七八~四三六、五ノ二九~三
- 11 未選工であったとする(「造寺司木工について」竹内理三編『九州史研究 ○、五ノ二五~二九、五ノ二四~二五、十六ノ一七七~一七八。 岡藤良敬氏は、船木宿奈万呂は従六位上の長上工、穂積川内は無位
- 12 一九九九年。 山下有美「写経機構の変遷」『正倉院文書と写経所の研究』一一八頁 一九六八年)。

御茶の水書房、

- $\widehat{13}$ 三〇七~八頁、 山下有美「写経機構の内部構造と運営」『正倉院文書と写経 一九九九年。 族の
- 岡藤良敬氏、 前揭注 2 著書、 四三四頁

15

14

- 石山寺所の帳簿(下)―筆蹟の観察と記帳作業の検討-造石山寺所食物用帳六月二十一日条(十五ノ四一 一一五、一九九八年。 七)。 山本幸男氏 『相愛大学研究 造
- その利益で東塔の歩廊を作る様工等の功食料に充てていた(吉田孝、 高嶋山作所小川津で購入したと思われる東塔所の材を泉で売却させ、 9
- Щ 下有美氏、 前揭注 $\widehat{13}$ 論文、 三二七

 $\widehat{17}$

- 一九八五年。 一九八五年。 (18) 山本幸男「造東大寺司主典安都雄足の『私経済』」『史林』六八―二、
- 二〇一一年。(19) 鷺森浩幸「造石山寺所の給付体系と保良宮」『正倉院文書研究』十二、
- 《20) 小口雅史「安都雄足の私田経営―八世紀における農業経営の一形態―」

31

- (21) 山本幸男氏、前掲注(18) 論文
- (22) 小口雅史氏、前掲注(20)論文。
- (3) 造石山寺所は文書においては、愛智郡宝字五年租米の納入が終わる宝(3) 造石山寺所は文書においては、愛智郡宝字五年租米の納入が終わる宝
- が盗まれたことが報告されている。には、石山寺の三綱の状によって閏十二月十九日に盗難に遭い、造寺料(4) 奉写二部大般若経解移牒案(五ノ三三三)の閏十二月二十三日の司符

33

32

- が来ている。 自口造寺司口可以来」とあり(五ノ三二)、この分は造東大寺司から替米(25) ただし九月二十二日条(?)で「上寺借充、附口国守家万呂」、但彼替
- 四月~八月と十月・十一月分を引くと、二石三斗となる。 廿四日白二升付家万呂」であり、九月は報進した十一斛七斗五升から、(26) 八月の部分は、正しくは「八月中五斗二升 廿二日黒五斗付家万呂

34

- (27) 八月は石山寺写経所食物用帳では一石二斗を、造寺所黒米報進文案の内容経所食物用帳では五斗二升の返済しかなく、造寺所黒米報進文案の内容は一石九斗を返済したことになっており、九月にいたっては、石山寺写を別帳で(27) 八月は石山寺写経所食物用帳では一石二斗を、造石山寺所食物用帳で
- 「廿日」は「先日」の誤りである。(28)『大日本古文書』では「但廿日借用廿斛代」とあるが(十五ノ四九七)、
- (29) 十一月三十日付の石山寺からの返抄も残っている(五ノ二八七)。

 $\widehat{36}$

十六日の六石、同月十七日の七石五斗、同月二十三日の六石の合計が四ことから逆算すると(九月二十八日の十二石、十月十五日の九石、同月(30) そして十一月一日付の米銭請用注文で、租米四十石五斗が納入された

- されたと考えられる。 九日なので、やはり石山寺の増改築が完成した八月ごろに納入先が変更か日なので、やはり石山寺の増改築が完成した八月ごろに納入先が変更分から石山寺写経所に納入されたと考えられるが、その前の進上は七月十石五斗となる〈福山敏男氏、前掲注(1)論文〉)、九月二十八日進上
- の借銭は帳消しにされていたと思われる。副食物と同様に石山寺写経所からも一番多いのは石山寺写経所に統合され、結果的には石山寺写経所からも一番多いのは石山寺写経所からのものである。おそらく銭もまた米や用帳の六月下旬以降の記載から借銭が非常に多いことが知られ、なかで一方銭については、詳細を知ることができない。しかし造石山寺所銭
- 川完一編『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館、一九九八年。 岡藤良敬「信楽板殿関係史料の検討―壊運漕費の『残務整理』―」皆
- | 壊運所」と呼ぶ。 | 壊運所」と呼ぶ。 | 壊運所」と呼ぶ。 | 壊運所」と呼ぶ。 | 壊運所」と呼ぶ。 | ではれることが多いが、「信楽―」は、秋季告朔では五丈殿殿壊運所」と呼ばれることが多いが、「信楽―」は、秋季告朔では五丈殿殿壊運所」と呼ばれることが多いが、「信楽―」は、秋季告朔では五丈殿殿壊運所」と呼ばれることが多いが、「信楽―」は、秋季告朔では五丈殿殿壊運所しと渡来人』吉川弘文館、二○○四年、初出、一九九五年)、本稿では単に「壊運所」と呼ぶ。
- 文書研究』十一、二〇〇九年)に従う。(3)論文、三一三頁)、本稿では、造東大寺司史生の川原人成が造物所(13)論文、三一三頁)、本稿では、造東大寺司史生の川原人成が造物所山下有美氏は、安都雄足が造物所別当を兼ねていたとするが(前掲注
- も所の別当の直接協議によるものと思われる。 りをしていることが知られるが(矢越葉子氏、前掲注(34)論文)、これ(35) また造石山寺所は造物所・鋳物所などと「牒」によって物品の貸し借
- 所解移牒符案(十五ノ一四四)では、「酢滓三斗五升」を送ったことになっせて正月十六日条に記していることがわかる。また食物用帳や造石山寺は十五貫を送ったことになっており、後者では、正月と二月の分を合わ詳細を比較すると、正月告朔解では銭五貫の収入を記すが、銭用帳で

帳四月十九日条の若滑海藻二材と海藻一把は告朔解に見えない では醤とし、 けた塩二升は食物用帳になく、五月十三日に請けた醤滓一升は食物用帳 ものの、 作所に送られた可能性がある)。 は葅五斗五升も食物用帳に見えないが、これも勢多庄より直接、 により、 所解移牒符案 これは同帳が正月十四日条から記帳されたためと思われる。 ているが、 一海藻三十斤、 大体は銭用帳・食物用帳と一致する(ただし五月二十八日に請 勢多庄から田上山作所へ送られたことがわかる(二月告朔解で これは告朔解には見えない。 四月二十二日に請けた酢滓は食物用帳にない。また食物用 (十五ノ一四九)によって、二月三日に造石山寺所の命令 滑海藻二十斤」は食物用帳には見えないが、 そして四月告朔解は、 米九石も食物用帳に見えない 数量に異同はある 二月告朔解 造石山寺 田上山

- R) 福山政男氏、前掲注(1)論文。 西山政男氏、前掲注(1)論文。 を造東大寺司に返却し、橧二口が石山院に収置されていることがわかる。 寺所解(五ノ四三九~四四○)において、宝字七年五月六日に鉄釜一口 五三五)で購入した一口の合計である。そして宝字七年五月六日造石山 四三)、これは甲賀山作所で購入した一口と、銭用帳二月三十日条(四ノ の)、また橧は、秋季告朔では二口を購入したことになっており(十六ノ二
- (38) 福山敏男氏、前掲注(1)論文。
- | 弁雇役夫等 | 如 _ 件 」に訂正されている。| (39) | ただし、この部分は「右二條、依 , | 大僧都宣 | 、即附 , |国師 | 充 , |食米、
- 心に―」『ヒストリア』一二一、一九八八年。 鷺森浩幸「奈良時代における寺院造営と僧―東大寺・石山寺造営を中
- 大橋信弥氏、前揭注(33)論文。
-) 大橋信弥氏、前掲注(3)論文。

 $\widehat{42}$ $\widehat{41}$

) 矢越葉子氏、前掲注(34)論文。

43

- 注(40)論文)。 は(40)論文)。 はに石山寺をも統率していたことが指摘されている(鷺森浩幸氏、前掲号に石山寺をも統率していたことが指摘されている(鷺森浩幸氏、前掲点にあり(加藤優「良弁と東大寺別当制」奈良国立文化財研究所創立地位にあり(加藤優「良弁と東大寺別当制」奈良国立文化財研究所創立
- (4) 福山敏男「石山寺・保良宮と良弁」『南都仏教』三一、一九七三年、

加

- 矢越葉子氏は、石山寺本尊の丈六観世音菩薩の供養料として設定され藤優氏、前掲注(44)論文、鷺森浩幸氏、前掲注(40)論文など。
- 三年、初出、一九八三年。 今泉隆雄「八世紀造宮官司考」『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九た地子米とする(前掲注(34)論文)。

 $\widehat{47}$

46